

京都市告示第 365 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成 21 年 12 月 17 日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
山中油店	京都市上京区下立売通智恵光院西入下丸屋町 508 番地

(都市計画局都市景観部景観政策課)